

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

101 件

厚生年金関係 101 件

福島厚生年金 事案 626～724（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）について、その主張する標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

平成15年4月から総報酬制の導入に伴い、賞与からも厚生年金保険料を徴収されることとなり、A社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出するのを忘れていたとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額又は申立人の賞与額により、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 99 件 (別添一覧表参照)

別紙【厚生年金あっせん一覧表】(福島)

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
626				女	昭和29年生		平成15年6月13日	63万 円
							平成15年12月15日	63万 円
							平成16年6月15日	63万 2,000円
							平成16年12月15日	61万 6,000円
							平成17年6月15日	61万 9,000円
							平成17年12月15日	63万 5,000円
							平成18年6月15日	63万 7,000円
							平成18年12月15日	62万 2,000円
							平成19年6月15日	62万 5,000円
627				女	昭和26年生		平成15年6月13日	65万 円
							平成15年12月15日	65万 円
							平成16年6月15日	66万 5,000円
							平成16年12月15日	64万 8,000円
							平成17年6月15日	66万 3,000円
							平成17年12月15日	68万 円
							平成18年6月15日	69万 5,000円
							平成18年12月15日	67万 9,000円
							平成19年6月15日	69万 3,000円
628				女	昭和35年生		平成15年6月13日	62万 7,000円
							平成15年12月15日	62万 7,000円
							平成16年6月15日	63万 円
							平成16年12月15日	61万 4,000円
							平成17年6月15日	61万 7,000円
							平成17年12月15日	63万 3,000円
							平成18年6月15日	63万 5,000円
							平成18年12月15日	62万 円
							平成19年6月15日	66万 1,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
629				女	昭和32年生		平成15年6月13日	57万 6,000円
							平成15年12月15日	57万 6,000円
							平成16年6月15日	57万 8,000円
							平成16年12月15日	56万 4,000円
							平成17年6月15日	56万 7,000円
							平成17年12月15日	58万 1,000円
							平成18年6月15日	58万 3,000円
							平成18年12月15日	56万 9,000円
							平成19年6月15日	56万 9,000円
630				女	昭和34年生		平成15年6月13日	57万 2,000円
							平成15年12月15日	57万 2,000円
							平成16年6月15日	57万 6,000円
							平成16年12月15日	56万 2,000円
							平成17年6月15日	56万 4,000円
							平成17年12月15日	57万 8,000円
							平成18年6月15日	58万 1,000円
							平成18年12月15日	56万 7,000円
							平成19年6月15日	56万 9,000円
631				男	昭和29年生		平成15年6月13日	61万 2,000円
							平成15年12月15日	61万 2,000円
							平成16年6月15日	62万 9,000円
							平成16年12月15日	61万 3,000円
							平成17年6月15日	62万 8,000円
							平成17年12月15日	64万 4,000円
							平成18年6月15日	66万 円
							平成18年12月15日	64万 4,000円
							平成19年6月15日	65万 9,000円
632				男	昭和27年生		平成15年6月13日	66万 1,000円
							平成15年12月15日	66万 1,000円
							平成16年6月15日	67万 6,000円
							平成16年12月15日	65万 9,000円
							平成17年6月15日	67万 4,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
633				男	昭和24年生		平成15年6月13日	58万 1,000円
							平成15年12月15日	58万 1,000円
							平成16年6月15日	58万 3,000円
							平成16年12月15日	56万 9,000円
							平成17年6月15日	57万 2,000円
							平成17年12月15日	58万 6,000円
							平成18年6月15日	58万 8,000円
							平成18年12月15日	57万 4,000円
							平成19年6月15日	57万 7,000円
634				男	昭和32年生		平成15年6月13日	71万 5,000円
							平成15年12月15日	71万 5,000円
							平成16年6月15日	72万 9,000円
							平成16年12月15日	33万 6,000円
							平成17年6月15日	60万 6,000円
							平成17年12月15日	73万 円
							平成18年6月15日	75万 4,000円
							平成18年12月15日	73万 6,000円
							平成19年6月15日	74万 7,000円
635				男	昭和33年生		平成15年6月13日	81万 2,000円
							平成15年12月15日	81万 2,000円
							平成16年6月15日	83万 5,000円
							平成16年12月15日	81万 4,000円
							平成17年6月15日	83万 7,000円
							平成17年12月15日	85万 8,000円
							平成18年6月15日	88万 円
							平成18年12月15日	85万 9,000円
							平成19年6月15日	88万 1,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
636				女	昭和29年生		平成15年6月13日	63万 7,000円
							平成15年12月15日	63万 7,000円
							平成16年6月15日	64万 5,000円
							平成16年12月15日	62万 9,000円
							平成17年6月15日	63万 2,000円
							平成17年12月15日	64万 8,000円
							平成18年6月15日	65万 1,000円
							平成18年12月15日	63万 6,000円
							平成19年6月15日	64万 円
637				女	昭和33年生		平成15年6月13日	46万 円
							平成15年12月15日	57万 5,000円
							平成16年6月15日	57万 8,000円
							平成16年12月15日	56万 4,000円
							平成17年6月15日	56万 7,000円
							平成17年12月15日	58万 1,000円
							平成18年6月15日	58万 3,000円
							平成18年12月15日	56万 9,000円
							平成19年6月15日	57万 2,000円
638				女	昭和32年生		平成15年6月13日	56万 7,000円
							平成15年12月15日	56万 7,000円
							平成16年6月15日	57万 2,000円
							平成16年12月15日	55万 8,000円
							平成17年6月15日	56万 2,000円
							平成17年12月15日	57万 6,000円
							平成18年6月15日	57万 8,000円
							平成18年12月15日	56万 4,000円
							平成19年6月15日	56万 7,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
639				女	昭和26年生		平成15年6月13日	62万 6,000円
							平成15年12月15日	62万 6,000円
							平成16年6月15日	63万 4,000円
							平成16年12月15日	61万 8,000円
							平成17年6月15日	62万 1,000円
							平成17年12月15日	63万 7,000円
							平成18年6月15日	64万 円
							平成18年12月15日	62万 5,000円
							平成19年6月15日	62万 9,000円
640				女	昭和25年生		平成15年6月13日	60万 6,000円
							平成15年12月15日	60万 6,000円
							平成16年6月15日	61万 6,000円
							平成16年12月15日	60万 1,000円
							平成17年6月15日	61万 円
							平成17年12月15日	62万 6,000円
							平成18年6月15日	63万 4,000円
							平成18年12月15日	61万 9,000円
							平成19年6月15日	62万 2,000円
641				女	昭和40年生		平成15年6月13日	53万 7,000円
							平成15年12月15日	53万 7,000円
							平成16年6月15日	54万 5,000円
							平成16年12月15日	53万 2,000円
							平成17年6月15日	53万 8,000円
							平成17年12月15日	55万 2,000円
							平成18年6月15日	55万 9,000円
							平成18年12月15日	54万 6,000円
							平成19年6月15日	55万 1,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
642				女	昭和39年生		平成15年6月13日	56万 6,000円
							平成15年12月15日	56万 6,000円
							平成16年6月15日	57万 9,000円
							平成16年12月15日	56万 5,000円
							平成17年6月15日	57万 3,000円
							平成18年6月15日	15万 4,000円
							平成18年12月15日	50万 1,000円
							平成19年6月15日	52万 7,000円
643				女	昭和40年生		平成15年6月13日	55万 円
							平成15年12月15日	55万 円
							平成16年6月15日	55万 8,000円
							平成16年12月15日	54万 4,000円
							平成17年6月15日	55万 1,000円
							平成17年12月15日	56万 5,000円
							平成18年6月15日	57万 円
							平成18年12月15日	55万 7,000円
平成19年6月15日	56万 1,000円							
644				女	昭和38年生		平成15年6月13日	52万 7,000円
							平成15年12月15日	52万 7,000円
							平成16年6月15日	53万 5,000円
							平成16年12月15日	52万 2,000円
							平成17年6月15日	53万 円
							平成17年12月15日	54万 3,000円
							平成18年6月15日	55万 円
							平成18年12月15日	53万 7,000円
平成19年6月15日	54万 5,000円							
645				女	昭和28年生		平成15年6月13日	55万 2,000円
							平成15年12月15日	55万 2,000円
							平成16年6月15日	55万 9,000円
							平成16年12月15日	54万 5,000円
							平成17年6月15日	56万 5,000円
							平成17年12月15日	57万 9,000円
							平成18年6月15日	59万 円
							平成18年12月15日	57万 6,000円
平成19年6月15日	58万 6,000円							

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
646				女	昭和33年生		平成15年6月13日	55万 円
							平成15年12月15日	55万 円
							平成16年6月15日	55万 8,000円
							平成16年12月15日	54万 4,000円
							平成17年6月15日	55万 1,000円
							平成17年12月15日	56万 5,000円
							平成18年6月15日	57万 5,000円
							平成18年12月15日	56万 1,000円
							平成19年6月15日	56万 6,000円
647				女	昭和42年生		平成15年6月13日	52万 2,000円
							平成15年12月15日	52万 2,000円
							平成16年6月15日	52万 9,000円
							平成16年12月15日	51万 6,000円
							平成17年6月15日	52万 4,000円
							平成17年12月15日	53万 7,000円
							平成18年6月15日	54万 5,000円
							平成18年12月15日	53万 2,000円
							平成19年6月15日	53万 9,000円
648				男	昭和12年生		平成15年6月13日	8万 5,000円
							平成15年12月15日	8万 5,000円
							平成16年6月15日	8万 5,000円
							平成16年12月15日	8万 3,000円
							平成17年6月15日	8万 3,000円
							平成17年12月15日	9万 円
							平成18年6月15日	9万 5,000円
							平成18年12月15日	9万 8,000円
649				女	昭和44年生		平成15年6月13日	50万 5,000円
							平成15年12月15日	50万 5,000円
							平成16年6月15日	51万 3,000円
							平成16年12月15日	50万 円
							平成17年6月15日	50万 9,000円
							平成17年12月15日	52万 2,000円
							平成18年6月15日	52万 9,000円
							平成18年12月15日	51万 7,000円
平成19年6月15日	52万 4,000円							

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
650				男	昭和44年生		平成15年6月13日	50万 5,000円
							平成15年12月15日	50万 5,000円
							平成16年6月15日	51万 3,000円
							平成16年12月15日	50万 円
							平成17年6月15日	51万 1,000円
							平成17年12月15日	52万 4,000円
							平成18年6月15日	53万 2,000円
							平成18年12月15日	52万 円
							平成19年6月15日	52万 7,000円
651				男	昭和37年生		平成15年6月13日	51万 3,000円
							平成15年12月15日	51万 3,000円
							平成16年6月15日	52万 2,000円
							平成16年12月15日	50万 9,000円
							平成17年6月15日	52万 2,000円
							平成17年12月15日	53万 5,000円
							平成18年6月15日	54万 3,000円
							平成18年12月15日	53万 円
							平成19年6月15日	53万 7,000円
652				女	昭和44年生		平成15年6月13日	53万 2,000円
							平成15年12月15日	53万 2,000円
							平成16年6月15日	55万 3,000円
							平成16年12月15日	53万 9,000円
							平成17年6月15日	55万 8,000円
							平成17年12月15日	57万 2,000円
							平成18年6月15日	59万 円
							平成18年12月15日	57万 6,000円
							平成19年6月15日	59万 3,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
653				女	昭和26年生		平成15年6月13日	64万 5,000円
							平成15年12月15日	64万 5,000円
							平成16年6月15日	65万 6,000円
							平成16年12月15日	64万 円
							平成17年6月15日	65万 円
							平成17年12月15日	66万 7,000円
							平成18年6月15日	67万 6,000円
							平成18年12月15日	66万 円
							平成19年6月15日	66万 4,000円
654				女	昭和32年生		平成15年6月13日	51万 3,000円
							平成15年12月15日	51万 3,000円
							平成16年6月15日	52万 2,000円
							平成16年12月15日	50万 9,000円
							平成17年6月15日	51万 6,000円
							平成17年12月15日	52万 9,000円
							平成18年6月15日	53万 7,000円
							平成18年12月15日	52万 4,000円
							平成19年6月15日	53万 2,000円
655				男	昭和45年生		平成15年6月13日	47万 7,000円
							平成15年12月15日	47万 7,000円
							平成16年6月15日	48万 6,000円
							平成16年12月15日	47万 4,000円
							平成17年6月15日	48万 9,000円
							平成17年12月15日	50万 1,000円
							平成18年6月15日	51万 円
							平成18年12月15日	49万 8,000円
							平成19年6月15日	50万 7,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
656				女	昭和23年生		平成15年6月13日	50万 8,000円
							平成15年12月15日	50万 8,000円
							平成16年6月15日	51万 6,000円
							平成16年12月15日	50万 3,000円
							平成17年6月15日	51万 1,000円
							平成17年12月15日	52万 4,000円
							平成18年6月15日	53万 2,000円
							平成18年12月15日	52万 円
							平成19年6月15日	52万 6,000円
657				女	昭和42年生		平成15年6月13日	52万 4,000円
							平成15年12月15日	52万 4,000円
							平成16年6月15日	53万 9,000円
							平成16年12月15日	52万 6,000円
							平成17年6月15日	54万 円
							平成17年12月15日	55万 4,000円
							平成18年6月15日	56万 6,000円
							平成18年12月15日	55万 3,000円
							平成19年6月15日	56万 5,000円
658				女	昭和50年生		平成15年6月13日	44万 9,000円
							平成15年12月15日	44万 9,000円
							平成16年6月15日	46万 1,000円
							平成16年12月15日	45万 円
							平成17年6月15日	45万 9,000円
							平成17年12月15日	47万 1,000円
							平成18年6月15日	38万 5,000円
							平成18年12月15日	47万 円
							平成19年6月15日	47万 9,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
659				女	昭和22年生		平成15年6月13日	7万 5,000円
							平成15年12月15日	8万 5,000円
							平成16年6月15日	8万 5,000円
							平成16年12月15日	8万 3,000円
							平成17年6月15日	8万 3,000円
							平成17年12月15日	9万 円
							平成18年6月15日	9万 5,000円
							平成18年12月15日	9万 8,000円
							平成19年6月15日	10万 3,000円
660				女	昭和21年生		平成15年6月13日	7万 5,000円
							平成15年12月15日	8万 5,000円
							平成16年6月15日	8万 5,000円
							平成16年12月15日	8万 3,000円
							平成17年6月15日	8万 3,000円
							平成17年12月15日	9万 円
							平成18年6月15日	9万 5,000円
							平成18年12月15日	9万 8,000円
							平成19年6月15日	10万 3,000円
661				女	昭和23年生		平成15年6月13日	7万 5,000円
							平成15年12月15日	8万 5,000円
							平成16年6月15日	8万 5,000円
							平成16年12月15日	8万 3,000円
							平成17年6月15日	8万 3,000円
							平成17年12月15日	9万 円
							平成18年6月15日	9万 5,000円
							平成18年12月15日	9万 8,000円
							平成19年6月15日	10万 3,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
662				女	昭和34年生		平成15年6月13日	63万 5,000円
							平成15年12月15日	63万 5,000円
							平成16年6月15日	64万 7,000円
							平成16年12月15日	64万 8,000円
							平成17年6月15日	74万 7,000円
							平成17年12月15日	76万 6,000円
							平成18年6月15日	77万 7,000円
							平成18年12月15日	75万 9,000円
							平成19年6月15日	76万 9,000円
663				女	昭和49年生		平成15年6月13日	45万 4,000円
							平成15年12月15日	45万 4,000円
							平成16年6月15日	46万 6,000円
							平成16年12月15日	45万 5,000円
							平成17年6月15日	46万 5,000円
							平成17年12月15日	47万 7,000円
							平成18年6月15日	49万 2,000円
							平成18年12月15日	48万 円
							平成19年6月15日	48万 9,000円
664				女	昭和50年生		平成15年6月13日	46万 円
							平成15年12月15日	46万 円
							平成16年6月15日	47万 2,000円
							平成16年12月15日	46万 円
							平成17年6月15日	47万 円
							平成17年12月15日	48万 2,000円
							平成18年6月15日	49万 2,000円
							平成18年12月15日	48万 円
							平成19年6月15日	48万 9,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
665				男	昭和49年生		平成15年6月13日	34万 円
							平成15年12月15日	56万 7,000円
							平成16年6月15日	58万 5,000円
							平成16年12月15日	45万 7,000円
							平成17年6月15日	35万 2,000円
							平成17年12月15日	60万 1,000円
							平成18年6月15日	61万 8,000円
							平成18年12月15日	60万 3,000円
							平成19年6月15日	61万 8,000円
666				男	昭和43年生		平成15年6月13日	46万 1,000円
							平成15年12月15日	46万 1,000円
							平成16年6月15日	47万 1,000円
							平成16年12月15日	45万 9,000円
							平成17年6月15日	47万 4,000円
							平成17年12月15日	48万 6,000円
							平成18年6月15日	49万 6,000円
							平成18年12月15日	48万 4,000円
667				女	昭和52年生		平成15年6月13日	43万 2,000円
							平成15年12月15日	43万 2,000円
668				女	昭和53年生		平成15年6月13日	43万 1,000円
							平成15年12月15日	43万 1,000円
669				女	昭和18年生		平成15年6月13日	5万 5,000円
							平成15年12月15日	6万 5,000円
							平成16年6月15日	6万 5,000円
							平成16年12月15日	6万 4,000円
							平成17年6月15日	6万 4,000円
							平成17年12月15日	7万 円
							平成18年6月15日	7万 5,000円
							平成18年12月15日	7万 8,000円
							平成19年6月15日	8万 3,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
670				女	昭和53年生		平成15年6月13日	40万 2,000円
							平成15年12月15日	40万 2,000円
							平成16年6月15日	41万 3,000円
							平成16年12月15日	40万 3,000円
							平成17年6月15日	41万 5,000円
							平成17年12月15日	42万 5,000円
							平成18年6月15日	43万 7,000円
							平成18年12月15日	42万 7,000円
							平成19年6月15日	43万 9,000円
671				女	昭和55年生		平成15年6月13日	24万 4,000円
							平成15年12月15日	40万 7,000円
							平成16年6月15日	41万 9,000円
							平成16年12月15日	40万 9,000円
							平成17年6月15日	42万 円
							平成17年12月15日	43万 1,000円
							平成18年6月15日	44万 3,000円
							平成18年12月15日	43万 3,000円
							平成19年6月15日	44万 3,000円
672				女	昭和43年生		平成15年6月13日	40万 8,000円
							平成15年12月15日	40万 8,000円
							平成16年6月15日	25万 2,000円
							平成16年12月15日	41万 円
							平成17年6月15日	42万 1,000円
							平成17年12月15日	43万 2,000円
							平成18年6月15日	44万 9,000円
							平成18年12月15日	43万 9,000円
							平成19年6月15日	45万 円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
673				女	昭和56年生		平成15年6月13日	38万 6,000円
							平成15年12月15日	39万 2,000円
							平成16年6月15日	40万 2,000円
							平成16年12月15日	39万 2,000円
							平成17年6月15日	40万 9,000円
							平成17年12月15日	41万 9,000円
							平成18年6月15日	34万 4,000円
							平成18年12月15日	42万 1,000円
							平成19年6月15日	43万 3,000円
674				女	昭和56年生		平成15年6月13日	38万 6,000円
							平成15年12月15日	39万 2,000円
							平成16年6月15日	40万 2,000円
							平成16年12月15日	39万 2,000円
							平成17年6月15日	40万 9,000円
675				女	昭和55年生		平成15年6月13日	40万 7,000円
							平成15年12月15日	40万 7,000円
							平成16年6月15日	41万 9,000円
							平成16年12月15日	40万 9,000円
							平成17年6月15日	42万 円
							平成17年12月15日	43万 1,000円
							平成18年6月15日	44万 3,000円
							平成18年12月15日	43万 3,000円
							平成19年6月15日	44万 3,000円
676				女	昭和17年生		平成15年6月13日	4万 円
							平成15年12月15日	4万 円
							平成16年6月15日	4万 円
							平成16年12月15日	3万 9,000円
							平成17年6月15日	3万 9,000円
							平成17年12月15日	4万 円
							平成18年6月15日	4万 円
							平成18年12月15日	4万 4,000円
							平成19年6月15日	4万 4,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
677				女	昭和44年生		平成15年6月13日	60万 9,000円
							平成15年12月15日	60万 9,000円
							平成16年6月15日	57万 3,000円
678				女	昭和45年生		平成15年6月13日	57万 9,000円
							平成15年12月15日	57万 9,000円
							平成16年6月15日	59万 4,000円
							平成16年12月15日	57万 9,000円
							平成17年6月15日	59万 4,000円
							平成17年12月15日	60万 9,000円
							平成18年6月15日	62万 3,000円
							平成18年12月15日	48万 7,000円
679				女	昭和24年生		平成15年6月13日	3万 5,000円
							平成15年12月15日	5万 円
							平成16年6月15日	5万 円
							平成16年12月15日	4万 9,000円
							平成17年6月15日	5万 4,000円
							平成17年12月15日	5万 5,000円
							平成18年6月15日	6万 円
							平成18年12月15日	5万 9,000円
680				女	昭和26年生		平成15年6月13日	63万 8,000円
							平成15年12月15日	63万 8,000円
							平成16年6月15日	71万 円
681				女	昭和55年生		平成15年6月13日	38万 3,000円
							平成15年12月15日	38万 3,000円
							平成16年6月15日	39万 2,000円
							平成16年12月15日	38万 2,000円
							平成17年6月15日	39万 7,000円
							平成17年12月15日	40万 7,000円
							平成18年6月15日	41万 9,000円
							平成18年12月15日	40万 9,000円
							平成19年6月15日	42万 1,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
682				女	昭和55年生		平成15年6月13日	39万 2,000円
							平成15年12月15日	39万 2,000円
							平成16年6月15日	40万 2,000円
							平成16年12月15日	39万 2,000円
							平成17年6月15日	24万 5,000円
683				女	昭和55年生		平成15年6月13日	11万 9,000円
							平成15年12月15日	39万 7,000円
							平成16年6月15日	40万 7,000円
							平成16年12月15日	39万 7,000円
							平成17年6月15日	40万 9,000円
							平成17年12月15日	41万 9,000円
							平成18年6月15日	43万 1,000円
							平成18年12月15日	42万 1,000円
684				男	昭和57年生		平成15年6月13日	37万 7,000円
							平成15年12月15日	37万 7,000円
							平成16年6月15日	38万 6,000円
							平成16年12月15日	37万 7,000円
							平成17年6月15日	39万 2,000円
							平成17年12月15日	32万 1,000円
							平成18年6月15日	33万 5,000円
							平成18年12月15日	40万 9,000円
685				女	昭和57年生		平成15年6月13日	38万 3,000円
							平成15年12月15日	38万 3,000円
							平成16年6月15日	39万 2,000円
							平成16年12月15日	38万 2,000円
							平成17年6月15日	39万 7,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
686				男	昭和17年生		平成15年6月13日	111万 6,000円
							平成15年12月15日	111万 6,000円
							平成16年6月15日	112万 円
							平成16年12月15日	109万 2,000円
							平成17年6月15日	109万 2,000円
							平成17年12月15日	112万 円
							平成18年6月15日	112万 円
							平成18年12月15日	109万 3,000円
							平成19年6月15日	109万 3,000円
687				女	昭和32年生		平成15年6月13日	48万 6,000円
							平成15年12月15日	48万 6,000円
							平成16年6月15日	49万 6,000円
							平成16年12月15日	48万 4,000円
							平成17年6月15日	49万 3,000円
							平成17年12月15日	50万 5,000円
							平成18年6月15日	31万 1,000円
							平成18年12月15日	50万 7,000円
							平成19年6月15日	51万 5,000円
688				女	昭和25年生		平成15年6月13日	59万 9,000円
							平成15年12月15日	59万 9,000円
							平成16年6月15日	61万 2,000円
689				女	昭和48年生		平成15年6月13日	3万 5,000円
							平成15年12月15日	3万 5,000円
							平成16年6月15日	4万 円
							平成16年12月15日	3万 9,000円
							平成17年6月15日	4万 4,000円
							平成17年12月15日	4万 5,000円
							平成18年6月15日	5万 円
							平成18年12月15日	5万 4,000円
							平成19年6月15日	5万 9,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
690				男	昭和54年生		平成15年6月13日	39万 2,000円
							平成15年12月15日	39万 2,000円
							平成16年6月15日	40万 2,000円
							平成16年12月15日	39万 2,000円
							平成17年6月15日	40万 3,000円
							平成17年12月15日	41万 3,000円
							平成18年6月15日	43万 1,000円
							平成18年12月15日	42万 1,000円
							平成19年6月15日	43万 3,000円
691				女	昭和37年生		平成15年6月13日	57万 3,000円
							平成15年12月15日	57万 3,000円
							平成16年6月15日	63万 8,000円
							平成16年12月15日	62万 2,000円
							平成17年6月15日	63万 5,000円
692				女	昭和56年生		平成15年6月13日	11万 円
							平成15年12月15日	36万 8,000円
							平成16年6月15日	37万 7,000円
							平成16年12月15日	36万 8,000円
							平成17年6月15日	37万 7,000円
693				女	昭和57年生		平成15年6月13日	11万 3,000円
							平成15年12月15日	37万 9,000円
							平成16年6月15日	38万 8,000円
							平成16年12月15日	37万 9,000円
							平成17年6月15日	38万 7,000円
							平成17年12月15日	39万 7,000円
							平成18年6月15日	40万 7,000円
							平成18年12月15日	39万 8,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
694				女	昭和24年生		平成15年6月13日	4万 円
							平成15年12月15日	4万 円
							平成16年6月15日	4万 円
							平成16年12月15日	3万 9,000円
							平成17年6月15日	3万 9,000円
							平成17年12月15日	4万 5,000円
							平成18年6月15日	5万 円
							平成18年12月15日	5万 4,000円
							平成19年6月15日	5万 9,000円
695				男	昭和25年生		平成15年6月13日	3万 5,000円
							平成15年12月15日	4万 5,000円
							平成16年6月15日	5万 円
							平成16年12月15日	5万 9,000円
							平成17年6月15日	5万 9,000円
							平成17年12月15日	7万 円
							平成18年6月15日	8万 円
							平成18年12月15日	8万 3,000円
							平成19年6月15日	8万 8,000円
696				女	昭和37年生		平成15年6月13日	2万 3,000円
							平成15年12月15日	39万 6,000円
							平成16年6月15日	46万 6,000円
							平成16年12月15日	45万 5,000円
							平成17年6月15日	46万 3,000円
							平成17年12月15日	47万 5,000円
							平成18年6月15日	49万 円
							平成18年12月15日	47万 9,000円
							平成19年6月15日	49万 3,000円
697				女	昭和43年生		平成15年6月13日	2万 3,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
698				女	昭和46年生		平成15年6月13日	2万 3,000円
							平成15年12月15日	39万 円
							平成16年6月15日	42万 円
							平成16年12月15日	41万 円
							平成17年6月15日	42万 1,000円
							平成17年12月15日	43万 2,000円
							平成18年6月15日	44万 9,000円
							平成18年12月15日	43万 9,000円
							平成19年6月15日	45万 5,000円
699				女	昭和46年生		平成15年6月13日	2万 3,000円
							平成15年12月15日	3万 5,000円
							平成16年6月15日	4万 円
							平成16年12月15日	3万 9,000円
							平成17年6月15日	4万 9,000円
							平成17年12月15日	6万 円
							平成18年6月15日	43万 2,000円
							平成18年12月15日	42万 2,000円
							平成19年6月15日	43万 3,000円
700				女	昭和30年生		平成15年6月13日	1万 1,000円
							平成15年12月15日	3万 5,000円
							平成16年6月15日	3万 5,000円
							平成16年12月15日	3万 5,000円
							平成17年6月15日	3万 5,000円
							平成17年12月15日	4万 円
							平成18年6月15日	4万 5,000円
							平成18年12月15日	4万 9,000円
							平成19年6月15日	5万 4,000円
701				女	昭和23年生		平成16年6月15日	3万 5,000円
							平成16年12月15日	3万 9,000円
							平成17年6月15日	3万 9,000円
							平成17年12月15日	5万 円
							平成18年6月15日	6万 円
							平成18年12月15日	6万 4,000円
							平成19年6月15日	6万 9,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
702				女	昭和18年生		平成16年6月15日	3万 5,000円
							平成16年12月15日	3万 5,000円
							平成17年6月15日	3万 5,000円
							平成17年12月15日	3万 5,000円
							平成18年6月15日	3万 5,000円
							平成18年12月15日	3万 5,000円
703				女	昭和25年生		平成16年6月15日	18万 8,000円
							平成16年12月15日	61万 3,000円
							平成17年6月15日	61万 7,000円
							平成17年12月15日	63万 3,000円
							平成18年6月15日	63万 6,000円
							平成18年12月15日	62万 1,000円
704				女	昭和30年生		平成16年6月15日	5万 円
							平成16年12月15日	20万 円
							平成17年6月15日	19万 7,000円
							平成17年12月15日	21万 1,000円
							平成18年6月15日	20万 5,000円
							平成18年12月15日	25万 1,000円
705				女	昭和49年生		平成16年6月15日	7万 円
							平成16年12月15日	20万 円
							平成17年6月15日	19万 7,000円
							平成17年12月15日	20万 6,000円
							平成18年6月15日	21万 円
							平成18年12月15日	24万 9,000円
706				女	昭和45年生		平成16年6月15日	3万 5,000円
							平成16年12月15日	19万 6,000円
							平成17年6月15日	19万 9,000円
							平成17年12月15日	20万 9,000円
							平成18年6月15日	20万 4,000円
							平成18年12月15日	24万 9,000円
							平成19年6月15日	31万 円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
707				女	昭和29年生		平成16年12月15日	38万 円
							平成17年6月15日	64万 6,000円
							平成17年12月15日	66万 2,000円
							平成18年6月15日	67万 1,000円
							平成18年12月15日	65万 5,000円
							平成19年6月15日	66万 1,000円
708				女	昭和35年生		平成16年12月15日	38万 8,000円
							平成17年6月15日	65万 9,000円
							平成17年12月15日	67万 6,000円
							平成18年6月15日	68万 9,000円
							平成18年12月15日	67万 3,000円
							平成19年6月15日	41万 円
709				女	昭和24年生		平成16年12月15日	3万 円
							平成17年6月15日	3万 円
							平成17年12月15日	4万 円
							平成18年6月15日	5万 円
							平成18年12月15日	5万 4,000円
							平成19年6月15日	5万 9,000円
710				女	昭和44年生		平成18年6月15日	42万 5,000円
							平成18年12月15日	41万 5,000円
							平成19年6月15日	42万 7,000円
711				女	昭和59年生		平成18年6月15日	38万 8,000円
							平成18年12月15日	37万 9,000円
							平成19年6月15日	38万 8,000円
712				女	昭和40年生		平成17年12月15日	3万 5,000円
							平成18年6月15日	3万 5,000円
713				女	昭和37年生		平成17年12月15日	7万 7,000円
							平成18年6月15日	20万 4,000円
							平成18年12月15日	24万 5,000円
							平成19年6月15日	29万 9,000円
714				男	昭和59年生		平成17年12月15日	10万 2,000円
							平成18年6月15日	20万 4,000円
							平成18年12月15日	24万 3,000円
							平成19年6月15日	30万 4,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
715				女	昭和57年生		平成17年12月15日	7万 3,000円
							平成18年6月15日	20万 1,000円
							平成18年12月15日	24万 5,000円
716				女	昭和61年生		平成17年12月15日	1万 円
							平成18年6月15日	37万 4,000円
							平成18年12月15日	36万 5,000円
							平成19年6月15日	37万 4,000円
717				女	昭和40年生		平成18年6月15日	19万 9,000円
							平成18年12月15日	64万 8,000円
							平成19年6月15日	48万 9,000円
718				女	昭和59年生		平成18年6月15日	11万 6,000円
							平成18年12月15日	37万 9,000円
							平成19年6月15日	38万 8,000円
719				女	昭和57年生		平成18年6月15日	5万 7,000円
							平成18年12月15日	37万 4,000円
							平成19年6月15日	37万 4,000円
720				女	昭和30年生		平成18年12月15日	2万 円
							平成19年6月15日	2万 5,000円
721				女	昭和38年生		平成19年6月15日	38万 1,000円
722				女	昭和30年生		平成19年6月15日	21万 7,000円
723				女	昭和59年生		平成15年6月13日	36万 8,000円
							平成15年12月15日	36万 8,000円
							平成16年6月15日	37万 7,000円
724				女	昭和39年生		平成15年6月13日	56万 8,000円
							平成15年12月15日	56万 8,000円
							平成16年6月15日	57万 8,000円

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和62年2月4日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月4日から同年4月1日まで
社会保険事務所（当時）から、私が申立期間に勤務したA社における厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

しかし、納付済みであった昭和62年2月及び同年3月の国民年金保険料が還付されたことから、A社では、私の厚生年金保険の加入手続きを行ったはずである。

したがって、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和62年2月4日から同年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された年金手帳及び申立人に係るオンライン記録によれば、申立人は、昭和62年2月4日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年4月1日に国民年金被保険者資格を再取得している上、申立期間の国民年金保険料に係る「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」によれば、同年2月及び同年3月の国民年金保険料については、社会保険事務所が同年3月30日に「厚生年金等加入」を理由とした過誤納調査決定を行い、還付していることが確認できる。

さらに、国民年金被保険者資格の喪失について、当該社会保険事務所では、

「申立人から厚生年金保険に加入したとの申出を受け、還付の決議等を行ったと思われる。」としているところ、申立期間当時、申立人が住所を有していたC市では、「被保険者からの申出だけではなく、当該被保険者から健康保険被保険者証を提示させるなどして、厚生年金保険の加入を確認していたと思われる。」としているほか、オンラインシステムによる中央一元管理は昭和61年2月から実施されていたことから、社会保険事務所では、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを確認し、前述の過誤納調査決定を行ったと考えるのが自然である。

加えて、A社では、入社日と同日付けで厚生年金保険及びB健康保険組合に加入させる取扱いを行っているとしており、このことについて、複数の同僚も同様に記憶しているほか、前述のとおり、申立人は、入社日と同日付けで同健康保険組合の被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和62年2月4日に被保険者資格を取得し、同年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB健康保険組合に係る「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社から B 社に転勤した際の申立期間が、厚生年金保険被保険者記録から欠落していることに納得ができない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し (A 社から B 社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る A 社における雇用保険の離職日及び申立人と同時期に同社から B 社に異動した同僚の説明から、申立人の A 社における資格喪失日は、B 社における資格取得日と同日の昭和 50 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人の A 社における昭和 50 年 2 月の社会保険事務所 (当時) の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 50 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社

会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の同年3月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。